

平成27年度西九州大学大学院生活支援科学研究科「長期履修制度」について

西九州大学大学院では、仕事を持しながら学ぼうとする社会人などを対象に、あらかじめ、標準修業年限（修士課程・博士前期課程2年、博士後期課程3年）を超えた長期間での履修計画を立て、それに基づいて在籍することを認める長期履修制度を導入しています。

この制度の利用を希望する受験生は、以下1～6をご参照の上、出願時に長期履修申請書（別添様式）を提出してください。

1. 申請対象者	1. 本大学院の受験を希望する者で、かつ次の各号のいずれかに該当する者。ただし、留学生は対象としない。 ①職業を有し、就業している者 ②家事、育児、介護等に当たる必要があるため、修学、研究の時間が制限される者 ③その他、学長が相当と認めた者
2. 長期履修期間	1. 在学年限の範囲内で、1年単位で定める。 ①修士課程・博士前期課程にあっては、3年または4年 ②博士後期課程にあっては、4年、5年または6年 2. 休学期間は、長期履修期間に算入しない。 3. 長期履修生は入学後、必要な単位を修得していることを条件として、1回に限り期間短縮を申請することができる。 4. 長期履修期間中に修了できない場合は、在学年限内であれば留年となる。
3. 申請手続	1. 長期履修生を希望する受験生は、 <u>出願時に他の必要書類に加えて次の書類を提出する。</u> ①長期履修生申請書（別添様式） ②「職業を有し、就業している者」ことを申請理由とする場合は、在籍証明書または在職が確認できる書類 ※申請受付は出願時に限る
4. 選考	研究計画書などの書類審査や個人面接を通じて長期履修の可否についても審査した上で、総合的に合否判定を行う。ただし、入学が許可された場合でも、長期履修申請は不可になることもある。
5. 教育課程	長期履修期間中の授業の履修および単位の修得については、専攻長もしくは研究指導教員の指導による。ただし、学期ごとの履修申請単位数に上限を設けることがある。
6. 授業料	1. 標準修業年限分の授業料を、長期履修年数に応じて以下の計算式に従い算出した額を分割分納する。 通常の授業料年額×標準修業年数÷設定した長期履修年数=長期履修による授業料年額 (博士後期課程で5年の長期履修が認められた場合、授業料610,000円×3÷5=366,000円) 2. 在学中に授業料の改定が行われた場合には、改定年度から新授業料を適用する。 3. 期間短縮する場合には、標準修業年限分の授業料から納入済額を差し引き精算する。 4. 入学金、その他保険料等は、別に定めた規程に従って納入する。 5. 入学手続は通常通りの期間に行い、1. で算出した額を納入する。